令和８年度「冬のあおたびキャンペーン」実施概要

1　はじめに

県と青森県旅館ホテル生活衛生同業組合（以下、「県旅館ホテル組合」という）では、冬季における県民の県内周遊を促進し、観光消費拡大を図るため、県民を対象とする宿泊キャンペーンとして、**「冬のあおたびキャンペーン」**を実施しており、今年度で**３回目の実施**となります。

★昨年度は、12 月～3 月までの 4 ヶ月間で **23,546 人泊**の実績となりました！
本キャンペーンの実施目的に賛同いただき、参加いただける宿泊施設様を募集します。
下記の内容をご確認の上、是非ご検討ください。青森の「冬」を一緒に盛り上げましょう！

2　冬季県民宿泊キャンペーンの内容

（１）キャンペーンの名称

「冬のあおたびキャンペーン」



昨年度からの変更点は赤字にしています

（２）実施期間

① 宿泊対象期間

令和８年 12 月１日（火）～令和９年３月 31 日（水）まで

※令和９年３月 31 日（水）チェックイン分までが対象

※各施設様の判断により、上記期間内で除外日を設定することも可能です。

② 予約開始日時

令和８年 11 月 18 日（水）午前 10 時

※予約開始日時より前の予約（既存予約）につきましては、キャンペーンの対象外とします。

（３）利用対象

本キャンペーンの利用対象者は、下記の要件を満たす者とします。

① 青森県内の居住者

- 居住地が確認できる身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、住所が記載されている公共料金の領収書等）を宿泊当日持参いただくよう、予約時点で必ずご案内ください。
- 身分証明書の確認は、青森県内に居住している１名様のみで構いません。
- 身分証明書は原本の確認が必要です（写しや画像の提示は不可）。宿泊当日に確認ができなかった場合には、本キャンペーンの対象にはなりません。
- **【重要】**グループでの宿泊の場合、1 名でも県内居住者の方がいらっしゃれば、グループの方全員を本キャンペーンの対象とします。

（例）１名が青森県内居住、４名が東京都内居住の５名グループの場合

→ ５名全員が本キャンペーンの対象となります。客室が別々でも同じグループであれば、グループの方全員を本キャンペーンの対象としてください。

（４）宿泊特典

本キャンペーンの利用者は**宿泊特典（料金の割引や、割引以外の特典）**を受けることができます。

- 割引額、割引率の設定は各施設様の判断とします。ご自由にお考え下さい。
  【重要】宿に対する割引・特典経費の補填はありません。
- 割引適用後の端数については、１円未満は切り捨てとしてください。
- 割引の対応が難しい施設様は、割引以外の特典の提供（例：お土産プレゼント、客室アップグレード、料理アップグレードなど）による本キャンペーンへの参加も可能です。
- キャンセル時の取扱いは、各施設様にお任せします。

※令和７年度に実施していたクーポン施策は、令和８年度は実施しないこととしました。
その代わりに、下記スタンプラリー企画を実施いたします。

（５）新企画「冬のあおたびスタンプラリー」について

あおたびキャンペーンの利用者による観光消費額の拡大を目的に、複数の県内施設・店舗への立ち寄りを促すための企画です。

＜スタンプラリー概要＞　別紙１「スタンプラリー概要」も併せてご確認ください。

①実施期間	令和８年 12 月１日（火）～令和９年３月 31 日（水）
②応募期限	令和９年４月３日（土）当日消印有効
③内容	必要数のスタンプを集めた方の中から、抽選で素敵な賞品をプレゼント
④参加条件	・冬のあおたびキャンペーン参加施設に宿泊して、スタンプラリーチラシをもらう。（チラシは押印台紙を兼ねる） ・スタンプラリー参加店舗・施設等で、税込 700 円以上の支払いを行うと、【店スタンプ】を押してもらうことができる。

⑤応募要件と賞品

【あおたびエンジョイ賞】 店スタンプを２種類集めると、宿で使える商品券・県産品などが当たる。

【あおたび満喫賞】 店スタンプを３種類集めると、ペア宿泊券などが当たる。

※集めるスタンプは、すべて別の店のスタンプであること。

①あおたび**宿泊者**は、
宿のチェックイン時にチラシをもらう



②あおたび宿泊者は、チラシを参考に
スタンプラリー対象店舗を訪問し、
税込み700円以上の買い物等で、
チラシ内台紙にスタンプを集める。



③応募に必要なスタンプを集めた宿泊者は、
チラシからスタンプラリー台紙を切り離し、
必要事項を記入の上、郵送で応募



3　宿泊施設様へのお願い

【キャンペーン申込時のお願い】

・貴宿泊施設の館内、または周辺で、**スタンプラリーの参加をおすすめしたい店舗・施設を紹介**してください。（館内の場合は **2 ヵ所**まで、周辺施設の場合は **3 カ所**まで）

⇒紹介していただいた施設に、県から声掛けを行います。スタンプラリーへの参加の可否は、紹介された店舗・施設側に県が直接確認しますので、店舗・施設側との事前調整なしでご紹介いただいて構いません。

⇒県内の主要な観光施設と道の駅には、県から別途声掛けを行いますので、貴宿泊施設**館内や、周辺**の飲食店や土産店、体験施設などをご紹介ください。

（例）施設館内でスタンプラリーを実施できる場合の記載方法
①夕食時の追加注文（フロントでチェックアウト時に押印）　②館内売店利用（売店で押印）
（例）施設の周りの店舗・施設を紹介する場合の記載方法
①寿司屋 A（店名）　②土産物店 B（店名）　③C スキー場
※貴施設からあまり遠すぎない場所を選んでください。

【キャンペーン期間中のお願い】

（１）スタンプラリーチラシ（兼台紙）への【宿スタンプ】押印

①キャンペーン開始までに**【スタンプラリーチラシ】**と**【宿スタンプ】の 2 種類**をお送りします。
②スタンプラリーチラシ（兼台紙）の宿の専用欄に**【宿スタンプ】を押印**してください。
※恐れ入りますが、各自でスタンプ台（インク）をご用意ください。色は何色でも構いません。
※押印するタイミングは各施設にお任せします。
事前に押印して準備しておいても構いませんし、チェックイン時に押す方式でも構いません。
③押印後はよく乾かしてから渡すか、ティッシュでインクを押さえたり、上からセロハンテープを張るなど、印影が見えないような状態にならないよう、配慮してください。

（２）スタンプラリーチラシ（兼台紙）の、お客様への配布

①本キャンペーンの利用者のチェックイン時に、**宿スタンプ押印済みのチラシを配付**してください。
配布枚数は、宿泊客 1 人につきチラシ 1 部となります。
②キャンペーン期間中、チラシが不足しましたら事務局にお知らせください。
※4 月 1 日以降に残ったチラシは、各自廃棄をお願いいたします。

＜注意事項まとめ＞
◆お客様の手元にチラシが渡る際に、宿スタンプが押印済みであるようにしてください。
◆押印済みの印影がかすれたりしないよう、配慮をお願いします。

４　その他注意事項

（１）本キャンペーンの対象とする宿泊プラン

キャンペーン参加申込み時に、以下のいずれかを選択して下さい。

①全ての宿泊プランを本キャンペーンの対象とする。

②本キャンペーンの専用プランを造成し、専用プランのみを本キャンペーンの対象にする。

③既存プランのうち、特定のプランを本キャンペーンの対象とする。

（２）連泊等の制限

- １泊以上の宿泊を必須とし、日帰りプランは対象外とします。
- 利用回数および連泊の制限はありません。

（３）他の割引との併用について

- 市町村等が実施する割引制度との併用は妨げるものではありませんが、割引併用の可否は、他の制度の要件によるものとします。
- 割引制度を併用する場合は、他の制度の割引適用後の宿泊代金に本キャンペーンの割引を適用してください。
- OTA 発行のクーポンや利用者が貯めているポイントは現金と同等のものとみなし、本キャンペーンの割引適用後の宿泊代金の支払いに充当いただいて結構です。

（４）宣伝物等への記載内容について

自社 HP 等を含む宣伝物等には、下記注意事項を必ず記載してください。

- 代表者の**身分証明書（原本）の提示が必要**であること

（例文）ご宿泊当日のチェックインの際、確認のため、青森県内居住者の方の身分証明書の提示が必要です。原本の提示が必要（写しや画像の提示は不可）となりますので、当日はお忘れにならないようご注意ください（万が一、ご宿泊当日に証明書を提示できなかった場合は、本キャンペーンを利用することはできません）。

※なお、**マイナポータルアプリは確認書類の対象外**となります。提示はお控えください。（マイナカードはご利用いただけます。）

- OTA 等で販売する場合は、対象となる宿泊プラン名の前に下記を入れてください。

【青森県民限定：冬のあおたびキャンペーン】プラン名～～～～～～～～～

- 割引を実施する場合には割引額または割引率を、特典を提供する場合には提供する特典の内容について、閲覧者に分かりやすいように明記してください。

（５）宿泊代金の精算方法

利用者の宿泊代金の精算方法は、各施設様にてご判断ください。

（６）取消料について（宿泊代金の割引を実施する施設のみ対象）

取消料の取扱いは、各施設様の対応方針に一任します。

（７）虚偽の申告や不正が発覚した場合

本キャンペーンの参加決定後に、参加施設による虚偽の申告や不正が万が一発覚した場合には、当該施設を冬のあおたびキャンペーンの参加対象外とするほか、当課が実施する他事業の参加に影響する場合があります。

（８）提出いただいた書類について

観光政策課国内誘客グループ宛てに提出いただいた参加申込書等の関係書類につきましては返却いたしませんので、必要であれば、提出前に写しをとり各自で保管してください。また、提出書類は本キャンペーンの実施に係る業務以外の用途で使用することはありません。

5　参加要件

本キャンペーンの参加対象となる宿泊施設は、下記要件を全て満たす施設とします。

（１）青森県内に所在し、観光客に宿泊のサービスを提供する施設。
（２）本キャンペーンの事業目的に賛同し、本実施概要に定める内容を遵守できる施設。
（３）旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項から第 4 項の営業許可など、当該施設を運営するうえで、必要な許可を得ている施設。
（４）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の第 2 条に該当しない施設。
（５）青森県暴力団排除条例（平成 23 年 3 月 18 日青森県条例第 9 号）を遵守する施設。
（６）その他公序良俗に反しない施設であること。

6　参加方法・販売状況の報告について

（１）参加申込

本キャンペーンへの参加を希望する施設は、「（様式 1）冬のあおたびキャンペーン参加申込書」を、県観光政策課（担当：平山）までメールまたは FAX（対応できない場合には郵送も可）で提出してください。

※提出書類確認後、本キャンペーンへの参加をお断りする場合のみご連絡をさせていただきます。

参加にあたり提出が必要なもの

（様式１）冬のあおたびキャンペーン・参加申込書

提出先・お問い合わせ先

青森県　観光交流推進部　観光政策課　国内誘客グループ（担当：平山）
〒030-8570　青森市長島 1-1-1　電話番号：017-734-9384
FAX：017-734-8121　　メール：kanko@pref.aomori.lg.jp

申込期限

第１次締切　　令和８年９月 25 日（金）
※新聞広告への掲載・広報枠の割り当てを希望する場合はこの期限までに申し込んでください。
第２次締切　　令和８年 12 月 25 日（金）　**※以降の参加は、県あてにお電話にてご相談ください**

（２）販売状況の定期報告について

本キャンペーンの利用人泊数については、販売状況を定期的にご報告いただきます。

なお、集約した販売状況につきましては、本キャンペーンに参加いただいた宿泊施設様にも、定期的に情報共有させていただきます。

＜販売状況の報告方法＞

① QR コードから WEB で報告（スマートフォン、パソコンから回答可能）

②「販売状況確認票」をメールまたは FAX で報告

※QR コードや確認票のデータは、キャンペーンにお申込みいただいた施設様に、後日、郵送でお知らせします。

＜報告期日＞

	集計期間	報告期限
1 回目	R8/12/1（火）～R8/12/31（木）	R9/1/8（金）
2 回目	R9/1/1（金）～R9/1/31（日）	R9/2/5（金）
3 回目	R9/2/1（月）～R9/2/28（日）	R9/3/5（金）
4 回目	R9/3/1（月）～R9/4/7（水）	R9/4/9（金）

※期日までに必ずご報告いただきますようお願いいたします。

（報告がない場合は、電話・メール等でご連絡する場合があります）